

# 山陽学園短期大学

平成 29 年度 短期大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 山陽学園短期大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、山陽学園短期大学は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「愛と奉仕」を踏まえ、「教養の高い社会人を育成し、社会に貢献すること」と具体的で明確であり、簡潔に示されているが、学科ごとの教育目的についても定める必要がある。使命・目的等は各種媒体を通じて学内外に周知されている。短期大学の使命・目的は「山陽学園中期計画」及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。

短期大学の教員組織は、使命・目的及び教育目的に沿うように構成され、科目等も教育目的と整合するように配置されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、学生受入れについて工夫がある。入試広報担当部署の人員を増強するなど、収容定員の充足率向上のための努力がなされている。

教育目的に沿ったカリキュラムポリシーを定め、教育課程との体系化が図られている。短期大学附属幼稚園を実習場所として活用し、内容・方法を工夫して実習を充実させている。

学生への相談や支援はクラス顧問を中心とした体制が整備されており、教職員が相互に連携し行っている。キャリア支援についても、相談・助言を行う体制を整備している。設置基準で定める専任教員数が満たされるとともに適切に配置されている。

校地、校舎等の教育環境の整備については、バリアフリー化等の対策を中心として計画的な対応が期待される。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

短期大学の使命・目的の達成のため、寄附行為及び関係諸規則に基づき適切な運営が行われるとともに、「山陽学園中期計画」に即して毎年度の予算編成、事業計画が策定されている。

理事会は、私立学校法や寄附行為にのっとり法人の意思決定及び業務執行機関として機能しており、戦略的意思決定の場としての「経営会議」が理事会機能を補佐している。

管理部門と教学部門の連携を図るため、各部門の責任者を構成員として「合同会議」を開催しており、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営が図られている。

「山陽学園中期計画」に基づいて、安定した財務基盤の確立と収支のバランス確保に努めている。法人の会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」「資金運用規定」等を遵守し、適正に執行されている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

短期大学の使命・目的を達成するため、毎年度、自主的な自己点検・評価活動を実施し、「活動実績報告書」を作成している。自己点検・評価の現状把握のために、IR(Institutional Research)推進室を設置し、データ収集と分析を行う体制を整えている。自己点検・評価結果は、FD・SD 等全教職員研修会議等を通じて学内共有を図り、また「活動実績報告書」がホームページに公表されている。

自己点検・評価結果を踏まえて、各学科及び事務局各部署は重点的な取組みについて「個別計画」を作成し、「合同会議」において全学的な議論をして進捗管理を行うなど、PDCA サイクルを意識した仕組みとなっている。

総じて、短期大学は建学の精神に基づく使命・目的を達成するため、教育目的に沿って教育研究活動を展開している。学修と教授については、クラス顧問制度を中心に学生一人ひとりを大切にする取組み、教授方法の工夫が行われている。また、経営・管理と財務については、適切な仕組みのもと運営がなされており、自己点検・評価結果が運営に反映されている。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神である「愛と奉仕の精神」に基づき、「教養の高い社会人を育成すること」「社会に貢献すること」と、具体的かつ明確に学則に定められ趣旨が簡潔に示されている。

また、使命・目的及び教育目的のもととなる「建学の精神」が大学案内、ホームページ、履修便覧、学生生活ガイドなどに簡潔に示されている。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「愛と奉仕の精神」という建学の精神のもと、高い教養と人間性を兼備えた専門職業人を育成し地域社会に奉仕するという個性・特色を明示している。また、一般教育科目「知的生き方概論」や各学科カリキュラムによる教育を通じて、教育理念の具現化を目指している。

短期大学の目的は、学校教育法第108条に適合しているが、学科の教育目的については、定められていない。

社会の変化等に対応するため、短期大学の使命・目的及び教育目的は自己評価委員会等において点検が行われている。使命・目的及び教育目的に変更が加えられる場合は、「合同会議」や教授会で協議され、理事会で承認を受けることになっている。

【改善を要する点】

○学則などに食物栄養学科、幼児教育学科それぞれの教育目的を定めるよう改善を要する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

理事会、「合同会議」、教授会が意見交換を図りながら、使命・目的及び教育目的の策定に役員、教職員が関与・参画する体制となっている。そして、大学案内、履修便覧などを通して、学生、教職員、短期大学内外に周知している。

「山陽学園中期計画」及び三つの方針には、使命・目的及び教育目的が反映されている。

短期大学の教員組織は、使命・目的及び教育目的に沿うように構成され、担当科目等も教育目的と整合するように配置されている。研究教育推進機構が設立され、外部資金の獲得や学内研究助成金制度などが推進されている。

基準2. 学修と教授

**【評価結果】**

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**2-1 学生の受入れ**

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価結果】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**【理由】**

アドミッションポリシーは、学則に明示された短期大学の教育目的に沿って各学科において明確に定められ、建学の精神と併せてホームページや大学案内、学生募集要項で公表されている。また、オープンキャンパスや進学説明会などにおいて、受験生や保護者及び高校教員にアドミッションポリシーの説明が行われている。

入学者の受入れについては、各学科のアドミッションポリシーに沿った入学者選抜が入試区分別に実施されている。

収容定員の未充足状態が続いているが、入学者確保のために、入試広報担当部署の人員を増加し、高校訪問・進学ガイダンスの回数を大幅に増やすなどの努力がなされている。

**【参考意見】**

- 食物栄養学科の収容定員が未充足であるため、入学生確保のための一層の努力が望まれる。
- 幼児教育学科の収容定員が未充足であるため、入学生確保のための一層の努力が望まれる。

**2-2 教育課程及び教授方法**

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

**【評価結果】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

短期大学全体及び各学科のカリキュラムポリシーが定められており、カリキュラムポリシーに沿った教育課程の体系化が図られている。その内容は、履修便覧に公表されている。

短期大学附属幼稚園を実習先の一つとして活用し、内容・方法を工夫して実習を充実させている。

自己評価委員会を中心に、授業評価や教員相互の授業参観を実施し、組織的に授業方法

の改善を進めている。学生の評価得点の低い教員に対しては、「授業改善計画」の提出が義務付けられ、また、優れた授業担当者には「ベスト授業賞」を授与したりするなど、授業方法改善のための体制を整備している。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

教員と職員による「教務部ワーキンググループ」が構成され、学修及び授業支援の管理・運営が行われており、教職協働体制が図られている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、また、非常勤講師に対しても、授業終了後に学生のための時間を確保するなどの工夫がとられている。大学院がないために TA 制度は実施されていないが、専任教員、教務職員及び非常勤職員が、学生の学修支援のために配置されている。

中途退学者、留年者への相談や支援はクラス顧問を中心とした体制が整備されており、科目担当者、教務部職員、クラス顧問が相互に連携し、また、学科会議において学生情報の共有化が行われている。

学生の意見をくみ上げるアンケートが実施され、その結果を学修に反映させる体制が整備されている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

成績評価基準、単位認定及び卒業要件を定め、学則や履修細則に明示するとともに、適切に運用されている。また、シラバスには授業ごとに成績評価の基準が明示されており、各科目担当者は多角的な成績評価を行っている。他の短期大学などで取得した単位の認定は、学則に定められ適切に運用されている。GPA(Grade Point Average)を用いた学修指導が有効に行われており、校外実習の履修制限や特別奨学生を選考資料としても活用されている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

教育課程内外における学生の職業意識や就労意欲を育成するためのキャリア教育が実施されている。教育課程内においては、食物栄養学科における「社会人入門」や幼児教育学科における「社会人入門Ⅰ」「社会人入門Ⅱ」などのキャリア形成支援科目を開講し、学科の特性を生かした各種学外実習をインターンシップとして位置付け、キャリア教育が実施されている。また、教育課程外においては、全学生に対するキャリア支援のための部署として「キャリアセンター」を設置し、学生全員との個人面談を実施するなどのキャリアサポートシステムが確立されている。また、幼児教育学科においては、「保育士合同面談会」を開催し、保育所などの施設関係者と学生との面談を実施するなどのキャリア支援が行われている。

**2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

教育目的の達成状況の点検・評価については、「学修行動に関する調査」「学生生活アンケート」等の各種調査を通して行っている。また、幼児教育学科では、学生の就職先を訪問し、就職後の様子を確認している。

教務部においては学修状況及び資格取得状況について管理し、卒業認定、資格付与に反映している。

「学生による授業評価」は各学期に実施され、集計結果は各授業担当者に返却され、授業改善に生かされている。

**2-7 学生サービス**

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生サービス、厚生補導のため、学生部ワーキンググループが組織的な対応を行い、クラス顧問が個別の学生に対応する体制をとっている。また、学生に対する健康相談、心的



支援、生活相談のため保健室及び学生相談室を設置し、サポートしている。

大学独自の奨学生制度や特待生制度により、学生の経済的支援を行っている。また、課外活動を行う団体に対して援助金を提供している。年2回リーダーズトレーニングを実施し、団体間の団結力と相互の連携を図っている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望については、さまざまなアンケートにより把握、検討されている。また、年に1回、学生と短期大学との懇談会を開催し、学生の意見・要望の情報共有に努め、改善に生かしている。

#### 【参考意見】

○保健室には常駐スタッフがおらず、必要な場合は看護学科の教員が対応しており、資格を有する常駐スタッフを配置することが望まれる。

### 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

#### 【理由】

短期大学は食物栄養学科と幼児教育学科から成り、短期大学設置基準で定める専任教員数及び専任教授数は満たされるとともに、教育目的及び教育課程に即した教員が確保され適切に配置されている。

教員の採用は公募制を原則としており、教員の採用・昇任に関する諸規程の整備が図られ適切に運用されている。また、教員の能力向上のため、FD・SD(Staff Development)活動が継続的に毎年度行われている。

教養教育実施に関しては、教務部ワーキンググループを中心に審議されている。

#### 【参考意見】

○61歳以上の専任教員比率が4割を超えているため、今後の採用計画等で年齢のバランスをとることが望まれる。

### 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地、校舎、各種設備、図書館等を整備し、有効に活用している。栄養士養成や保育士養成に必要な実験・実習室等も適切に整備している。

教室には各種視聴覚機器を整備している。また、演習室、実験室には使用目的に応じた設備・備品を備え、教育研究環境を整えている。

学生用デスクトップパソコンを設置したコンピュータ実習室と学生用ノートパソコンを設置した語学実習室を有し、情報関連の授業を行っている。コンピュータ実習室は授業時間外には学生に開放されている。

授業を行うクラスサイズについては、教育効果を十分上げられるように講義、実験・実習、演習などの授業形態に応じて人数の上限を設定し、教育の質を十分担保している。

**【参考意見】**

○敷地内の一部においてバリアフリーが整備されているが、全ての施設には対応されていないため未整備分の改修を計画的に進めていくことが望まれる。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

寄附行為に法人の目的を定め、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとした関係法令に基づき制定された諸規則に基づき法令遵守のもと運営されている。また、「山陽学園中期計画」を策定し、教育機関としての社会的使命と目的を果たすため努力している。

環境保全の一環として、岡山県等の要請に応じて省エネ、節電及びごみの減量化に取り組んでいる。安全への配慮については、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学防火管理規程」に基づき、自衛消防組織を整備し火

災やその他の災害発生時に備えている。また、「人権教育委員会」及び「ハラスメント防止委員会」を設置し、全教職員を対象に毎年研修会を開催するなど人権に対する配慮をしており、法人として社会的責任を果たしている。

教育情報・財務情報の公表については、法令に基づきホームページ上に適切に公開している。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

理事会は、寄附行為にのっとり法人の意思決定及び業務執行機関として十分な機能を果たしている。また、戦略的意思決定の場として「経営会議」を設置して理事会機能を補佐している。

理事の選考に関しては、寄附行為に定数及び選任区分を規定しており適切に選任している。また、理事会は年に4回の開催を原則とした上で開催しており、理事の出席率は良好である。

### 3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

短期大学の意思決定に係る権限と責任は、平成26(2014)年度に、それまでの教授会規程を廃止し、新たに「山陽学園短期大学教授会規程」(以下「教授会規程」という。)を制定し、意思決定の権限と責任が学長にあることを明解にしてリーダーシップを強化している。また、教授会などに意見を聴くことを必要とする「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」他が教育研究に関する重要な事項として、「教授会規程」に定められている。

学長のもとに、2人の副学長を配し補佐体制がとられている。その職務は「山陽学園大学・山陽学園短期大学副学長の主として担当する事項を定める要綱」に定められている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

法人全体の、管理部門と教学部門の連携を図るため「経営会議」を定期的で開催し各部門間のコミュニケーションを図っている。また、法人事務局と短期大学事務局は定例の会議を開いて情報の共有を行いかつ法人事務局長が大学・短期大学の IR 推進室長を兼務し、大学・短期大学事務局が法人事務局次長を兼務することで管理運営機関の相互チェックは機能している。短期大学では、管理部門と教学部門の連携を図るため、学長が議長となって「合同会議」を開催しており、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営により意思決定の円滑化が図られている。

監事及び評議員は、寄附行為に基づき適切に選考しており、監事は業務及び財産の状況について監査し理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、評議員の評議員会への出席は良好で、その責務を果たしている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

業務執行体制は、「学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程」に管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定め、効率的・効果的に遂行することができる組織としている。

各部署に、部長及び課長等を配置し、業務執行の管理に当たっている。また、教職協働の観点から教員も業務執行の管理体制に参画し機能性を高めている。

FD と SD を兼ねて FD・SD 等全教職員研修会議を開催し、教員と事務職員が共通の問題意識を持って資質・能力の向上に努めている。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

財政健全化を目指して「山陽学園中期計画」を策定し、「入りを量り、出るを制する」の方針から、社会の変化に対応し得る法人の経営基盤の強化を目指しその遂行に当たっている。当初目標であった教育活動のキャッシュフローの黒字化は達成し、事業活動収支計算書における経常収支差額も学生数の増加確保や人件費等経費の縮減努力により黒字化が達成されている。さらに、平成 29(2017)年度から平成 33(2021)年度までの中期計画を策定し、安定した財務基盤の確立と収支のバランス確保に努力し、学生生徒の定員確保、事業活動収支差額比率が 5%を超えること等目標をもって計画的に取り組んでいる。短期大学では、各学科の定員未充足の状態が継続し学生数の増減により、学生生徒等納付金収入が不安定であり、収支のバランスが取れていない。しかし、全体として財政健全化への取り組みがなされている。

**3-7 会計**

**3-7-① 会計処理の適正な実施**

**3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」「資金運用規定」等を遵守し、責任者を定めて適正に執行されている。当初予算の変更があった場合は、予算の補正を会計部門で取りまとめ年末に実施する。その手続きは、学長や理事長のヒアリングが行われた後、評議員会の同意のもと理事会において承認決定されており、寄附行為、諸規則に基づき適正な処理がなされている。

会計監査体制としては、公認会計士監査、監事監査、内部監査が行われ、「監査室規程」により監査室を設置して厳正に運用、実施されている。監事による会計監査は、会計監査人による会計監査の報告を受けて情報交換が実施され、その内容を確認するとともに、計算書類が法人の収支及び財産の状況を正しく示しているかについて、妥当性及び適切性について調査し、決算の状況を監査している。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

**4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

**4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価活動は、「山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会」が中心となり、大学の使命・目的に即して「山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規」を定めて実施している。その内規には、「教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するために適切な自己評価を行うことが必要である。この目的を達成するために自己点検・評価の円滑な実施を目指す」ことと定めている。

自己評価委員会を中心として、「学生による授業評価」「学生生活アンケート」「卒業時アンケート」等を実施、分析、評価を行い、その活動状況は合同会議や FD・SD 等全教職員研修会議において報告し、全教職員の共通理解を図っている。従って、自己点検・評価活動は組織的であり教育の保証への取組みが実施されており、自己点検・評価の体制は適切に構築されている。また、平成 26(2014)年度から自己点検・評価の結果を含む活動実績報告書を公表しており周期的になされている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価の現状把握のために、IR 推進室を設置し、データ収集と分析を行う体制を整えている。IR 推進室では、各部署が業務の必要上行う「学校基本調査」「学校法人基礎調査」「大学ポートレート」等への回答から作成したデータの収集の他、分析を行っており、透明性の高い自己点検・評価がなされ、また将来構想や中期目標の策定など行っている。そして、自己点検・評価結果は、事業活動報告書とともに合同会議や FD・SD 等全教職員研修会議等を通じて学内共有を図り、ホームページへの公表も実施されている。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

## 【理由】

自己点検・評価結果をホームページに公表し、その結果を踏まえて、各学部学科及び事務局各部署から「個別計画（重点的に取り組もうとする項目、目標、具体的施策記載）」を提出させ、合同会議において議論をして進捗管理を行っており、目標管理、振返りに効果的である。さらに、「山陽学園中期計画」、事業計画とも連動させており、PDCAサイクルを意識した仕組みとなっている。活動計画、実施、進捗管理、活動実績報告・事業報告と自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルが定着してきており、自己点検・評価結果を短期大学の運営改善、教育の質の向上に役立てている。

## 短期大学独自の基準に対する概評

### 基準A. 地域貢献

#### A-1 短期大学の特性を活かした地域貢献

- A-1-① 学生教職員への「地域貢献」重要性の周知
- A-1-② 短期大学の地域貢献体制の整備
- A-1-③ 短期大学の地域貢献活動実施と学生教職員の地域貢献活動
- A-1-④ 地域貢献活動の現状把握

## 【概評】

短期大学は全1年生を対象とする共通教育科目「知的生き方概論」の中で、「愛と奉仕」の精神をもって地域に貢献することの重要性を啓発している。また、教職員に対してもFD・SD等全教職員研修会議等で啓発を行っている。

平成27(2015)年度にボランティア支援・社会サービスセンターの専用窓口が設置され、職員配置を行ったことで地域貢献活動の現状把握が向上されている。また、同センター長、次長及び各学科教員から選出された委員・職員によって構成されるワーキンググループが組織され、活動方針の協議や活動計画の策定などが行われ、円滑に地域貢献に取り組める体制が整備された。

地域貢献活動として、地域における子育て支援活動の推進を図る目的として平成21(2009)年より「Sanyo 子育て愛ねっと」活動が実施されている。また、平成28(2016)年度、岡山県の和気郡和気町、真庭市、岡山市中区と他三つの自治体との間で地域貢献に関する包括協定が締結され、自治体から支援を受け、公開講座、講演会、学生の地域学修研究等が実施されている。

各学科においても地域貢献活動が実施されており、平成28(2016)年度の事業として、食料栄養学科では「健康まつり事業」への参加、食育シンポジウムの開催、食育のためのチラシ作成などが行われており、幼児教育学科では、交流活動や子育て相談を目的とした「アウトリーチ事業」や子育て支援の取り組みである「地域のたまご『ももっこ』応援講座」などが行われている。

建学の精神・教育理念である「愛と奉仕」を具現化するために大学と一体化された運営を生かし更なる取組みに期待したい。